

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道

塚 本 克 彦

第2 監査の種類

保管現金等（現金取扱事務）に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和元年10月1日

2 監査の対象とした部課

総務部 総務課

市民協働部 納税課

教育部 スポーツ課

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則に基づき、現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条による、収納金出納簿は整備されているか。
- (2) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- (3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (4) 出納金・釣銭は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (5) 現物は、現金出納簿、出納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (6) 現金取扱員が、現金を取り扱っているか。
- (7) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握するなど適切に管理しているか。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに前記着眼点に沿って監査を実施しましたので、その結果を報告します。

1 総務部 総務課

令和元年10月1日午前10時5分から、総務課副主幹及び担当者立会いのもと監査を実施しました。

市民情報プラザにあるコピー機のつり銭は、施錠できるコピー機内に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、みよし市つり銭等取扱要領第5条に規定するコピー代出納月計簿の金額と一致していました。しかしながら、コピー代出納月計簿には、使用されたコピー料金のみ記載されており、つり銭の金種が未記載となっていました。

現金の取り扱いは、すべて現金取扱員が行っていました。

また、現金に準ずるものとして、切手の確認をしたところ当日の在庫数は、受払簿の残数と一致していました。切手は切手管理要領に基づき事務手続きがされており、総務課長が施錠できる場所に適正に管理されていました。

2 市民協働部 納税課

令和元年10月1日午前10時28分から、納税課副主幹立会いのもと監査を実施しました。

市税等の滞納整理のつり銭は、施錠のできる場所に適正に保管されており、保管現金を確認した結果、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、現金出納簿の金額と一致していました。しかしながら、市税等の収納金は、納税推進員が各自で作成している収納金日計表で記録しており、課全体の収納金出納簿が整備されていませんでした。

現金の取り扱いは、納税推進員及び現金取扱員が行っていました。

3 教育部 スポーツ課

令和元年10月1日午後2時5分から、スポーツ課長、副主幹及び担当者立会いのもと監査を実施しました。

券販売機のつり銭は、施錠のできる券販売機内で適正に管理されており、券販売機内の現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

また、体育館施設使用料のつり銭は施錠のかかる場所に適正に保管されていました。当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。しかしながら、現金出納簿（つり銭用）について担当者印は押印されていましたが、所属長の確認印が押印されていませんでした。

現金の取り扱いは、すべて現金取扱員が行っていました。

第5 まとめ

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則、みよし市つり銭等取扱要領等に基づいて概ね適正に処理されていると認められました。

なお、監査当日各課で不備が見られた事項については、後日、監査委員事務局職員が確認したところすべて是正されていました。